

ツール・ボックス等の解釈について

自動車点検基準が改正され、10月1日より車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の大型自動車に対し、当該自動車に架装されている「ツール・ボックス」について、3月ごとにその取付部の緩み及び損傷を点検することが義務付けられました。これに伴いまして、「一社日本自動車車体工業会」よりツール・ボックス等の解釈について下記のとおり取り扱うご案内がありましたのでお知らせいたします。

記

1. ツール・ボックスについて
別紙1の写真に示すものは、ツール・ボックスと解する。
2. ツール・ボックスに該当しないものについて
別紙2の写真に示すものは、ツール・ボックスに該当しないと解する。

※別紙1及び別紙2の写真については下記ホームページよりご確認ください。

3. その他
以下の①～⑤に掲げる装置については、①～④については従前の点検基準の「車枠及び車体」の項目に、⑤については原動機の「燃料装置」に含まれていると解する。

- ① 物品積載装置及びその取付部
- ② 突入防止装置及びその取付部
- ③ 巻込防止装置及びその取付部
- ④ フェンダー及びその取付部
- ⑤ 燃料タンク及びその取付部

【一般社団法人日本自動車車体工業会ホームページ】

- 自動車点検基準改正に係るツールボックスの解釈等について

<http://www.jabia.or.jp/news/news.php?id=864>

《参考》

- 架装物の安全点検制度

<http://jabia.or.jp/kasoubutsu/>